

議案第 3 2 号

石岡市スポーツ交流施設条例を制定することについて

石岡市スポーツ交流施設条例を制定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 2 1 日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

旧城南中学校施設及び旧有明中学校施設を石岡市スポーツ交流施設とするため。

石岡市スポーツ交流施設条例

(設置)

第1条 市民にスポーツ，レクリエーションの場を提供し，スポーツ交流活動を通じて健康増進と地域コミュニティの醸成を図るとともに生涯スポーツの振興に資するため，石岡市スポーツ交流施設（以下「施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は，次のとおりとする。

名称	位置
石岡市城南スポーツ交流施設	石岡市高浜112番地
石岡市朝日スポーツ交流施設	石岡市柴内630番地
石岡市有明スポーツ交流施設	石岡市小埜189番地2

(使用の許可等)

第3条 施設を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は，あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。ただし，市内のスポーツ団体等で月間の活動計画が確定しているものにあつては，あらかじめ活動計画書を教育委員会に提出することにより，1月間の許可を受けることができる。

2 教育委員会は，施設の使用については，成人を責任者とした5人以上の団体について許可するものとする。

3 教育委員会は，施設の管理上必要があると認めるときは，前項の使用の許可の際，必要な条件を付することができる。

4 教育委員会は，次の各号のいずれかに該当すると認める場合は，施設の使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 営利を図る目的で使用するおそれがあるとき。
- (3) 施設及び備付物件を汚損し，又は破損するおそれがあるとき。
- (4) その他教育委員会が不相当と認めるとき。

(使用料)

第4条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、許可の際徴収する。

(使用料の減免)

第5条 公用若しくは公益事業のため使用するとき、又は教育委員会が相当の理由があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第6条 既に納付された使用料は、返還しない。ただし、次に掲げる場合は、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 使用者の責めに帰することのできない理由によって使用できなくなったとき。
- (2) 使用前に使用許可を取り消されたとき。
- (3) その他教育委員会が必要と認めるとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第7条 使用の許可を受けた者は、その権利を譲渡し、又は転貸することはできない。

(使用許可の取消し等)

第8条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは使用を制限し、又は退場させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 法令に違反する行為を行ったとき。
- (3) 第3条第4項に該当することとなったとき。
- (4) 詐偽その他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (5) その他教育委員会が必要と認めるとき。

(損害賠償)

第9条 使用者は、施設又は備付物件を滅失し、又は毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

2 教育委員会は、使用者がこの条例及びこの条例に基づく規則に違反し、

事故を起こしたとき，又は教育委員会の管理上の責めに帰さない事故については，その責めを負わない。

(指定管理者による管理等)

第10条 教育委員会は，地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき，法人その他の団体であって，教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に施設の管理を行わせることができる。

2 指定管理者に行わせることができる管理の業務の範囲は，次のとおりとする。

(1) 施設の使用の許可に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか，教育委員会が必要と認める業務

3 指定管理者が施設の管理を行う場合における利用料金は，別表に定める額の範囲内において，指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。

4 教育委員会は，指定管理者が施設の管理を行う場合においては，利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

5 施設の管理を指定管理者に行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については，この条例の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と，第3条から第8条までの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は，教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は，令和5年4月1日から施行する。

(石岡市朝日スポーツ交流施設条例の廃止)

2 石岡市朝日スポーツ交流施設条例（平成17年石岡市条例第92号。以下「旧条例」という。）は，廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日の前日までに、旧条例の規定によりなされた処分、
手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(準備行為)

- 4 使用料の徴収その他使用料を徴収するために必要な準備行為は、この条
例の施行前においても行うことができる。

(石岡市公共施設の暴力排除に関する条例の一部改正)

- 5 石岡市公共施設の暴力排除に関する条例（平成17年石岡市条例第12号）
の一部を次のように改正する。

別表中「石岡市朝日スポーツ交流施設条例（平成17年石岡市条例第92号）
」を「石岡市スポーツ交流施設条例（令和5年石岡市条例第 号）」
に改める。

別表（第4条関係）

1 石岡市城南スポーツ交流施設

(1) 施設使用料

(単位：円)

区 分	午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	夜間 18:00～22:00	全日 9:00～22:00
体育館	1,100	1,460	1,460	4,020
武道館	950	1,100	1,100	3,150
グラウンド	1,100	1,460	1,460	4,020

(2) 照明使用料

(単位：円)

区 分	単 位	金 額
体育館照明	1 回	600
グラウンド照明	1 時間	1,460

備考 1回とは、施設使用料の表の午前、午後又は夜間のうちいずれかの区分の時間帯をいい、全日の場合は3回とみなす。

2 石岡市朝日スポーツ交流施設

(1) 施設使用料

(単位：円)

区 分	午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	夜間 18:00～22:00	全日 9:00～22:00
体育室	1,100	1,460	1,460	4,020

(2) 照明使用料

(単位：円)

区 分	単 位	金 額
体育室照明	1 回	600

備考 1回とは、施設使用料の表の午前、午後又は夜間のうちいずれかの区分の時間帯をいい、全日の場合は3回とみなす。

3 石岡市有明スポーツ交流施設

(1) 施設使用料

(単位：円)

区 分	午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	夜間 18:00～22:00	全日 9:00～22:00
体育館	1,100	1,460	1,460	4,020
グラウンド	1,100	1,460	1,460	4,020

(2) 照明使用料

(単位：円)

区 分	単 位	金 額
体育館照明	1 回	600

備考 1回とは、施設使用料の表の午前、午後又は夜間のうちいずれかの区分の時間帯をいい、全日の場合は3回とみなす。